

岐阜県公報

目次

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 一ページ

号外(二) 平成二十一年五月十九日

規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第六十六号

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表県民生活相談センターの項の次に次のように加える。

<p>環境生活部各課、健康福祉部各課、中小企業課、農業振興課、建築指導課、岐阜保健所、西濃保健所、関保健所及び中濃保健所</p>	<p>新型インフルエンザに係る相談業務に従事する職員</p>
--	--------------------------------

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十一年五月十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三
岐阜文芸社